

奈良県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等に関する要綱

第1 目的等

- 1 この要綱は、「奈良県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」（平成24年10月奈良県条例第14号。以下「基準条例」という。）の施行に関し、基準条例に定める指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等の趣旨及びその運用について、必要な事項を定めるものとする。
- 2 この要綱に規定する指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等の趣旨及びその運用についての事項は、第2から第5に定めるもののほか、「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について」（平成12年3月17日老企第43号厚生省老人保健福祉局企画課長通知。以下「解釈通知」という。）の定めるところによるものとする。

第2 人員に関する基準（基準条例第5条）

1 生活相談員

基準条例第5条第1項第2号に定める生活相談員の資格については、奈良県特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成24年10月奈良県条例第13号）第5条第2項によること。

第3 設備に関する基準（基準条例第6条）

- 1 基準条例第6条第2項第1号アに規定する知事が特に必要と認める場合とは、次のいずれかに該当する場合をいう。ただし、②から④までに掲げる場合において、1の居室の定員が2人以上の室（以下「多床室」という。）の定員の合計は、当該施設全体の定員の合計の2分の1を超えないものとする。
 - ① 入所者への指定介護老人福祉施設サービスの提供上必要と認められる場合で、定員を2人とするとき。
 - ② 土地の取得が極めて困難等の理由により現有敷地内で既存施設を建て替える場合に、土地の形状、面積等の制約により多床室でなければ建築できない場合で、当該施設の所在する市町村から、多床室を設ける必要がある旨の意見の申出があるとき。
 - ③ 既存施設を建て替える場合で、サービス利用者の所得の状況等の動向を踏まえて、当該施設の所在する市町村から、多床室を設ける必要がある旨の意見の申出があるとき。
 - ④ その他地域の実情に応じて多床室の整備が必要と認められるとき。
- 2 基準条例第6条第4項は、木が有する効用及び性質が入所者へのサービス提供等に有効であることから、木材の利用に配慮することとしたものである。

第4 運営に関する基準

1 施設サービス計画の作成（基準条例第17条）

基準条例第17条第9項に規定する、施設サービス計画の変更について、計画担当介護支援専門員は、解釈通知第4の10（9）の規定のほか、入所者が介護保険法（平成9年法律第123号）第28条第2項に規定する要介護更新認定を受けた場合等必要に応じて施設サービス計画の変更を行うものとする。

2 食事（基準条例第19条）

基準条例第19条第2項は、規則的な食事が、単なる栄養の摂取のみにとどまらず生活の質の維持及び向上において重要な意義を持つことを踏まえ、入所者の心身の状況及び嗜好への配慮に加えて旬の食材や郷土食を取り入れる等の献立の工夫に努めることにより、利用者の食べる意欲の維持及び向上に努めることとしたものであること。

3 勤務体制の確保等（基準条例第30条）

基準条例第30条第4項は、従業者がやり甲斐を感じ働き続けることができるよう職場環境の整備を促進するため、従業者に対し、その能力、資格、経験等に応じた処遇を行うよう努めることとしたものであること。

4 衛生管理等（基準条例第33条）

基準条例第33条第2項第2号に規定する、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針には、解釈通知第4の26（2）②の定めのほか、感染対策委員会の構成員及び開催頻度を規定するものとする。

5 事故発生の防止及び発生時の対応（基準条例第41条）

基準条例第41条第1項第1号に規定する、事故発生の防止のための指針には、解釈通知第4の32（1）の定めのほか、介護事故の防止のための委員会の構成員及び開催頻度についての項目を盛り込むこととする。

6 記録の整備（基準条例第43条）

基準条例第43条第3項第1号の規定に基づき、次に定めるものについては5年間保存しなければならない。なお、同条第3項第2号に掲げる記録については、2年間保存しなければならない。

- ① 施設サービス計画
- ② 勤務形態一覧表、勤務簿、タイムカード等従業員の勤務実績に関する記録
- ③ フロア日誌、日報等利用者の入所状況、職員の勤務状況及び特記事項が記載された記録
- ④ 介護給付費明細書
- ⑤ 利用者負担分に係る領収関係書類
- ⑥ 加算の算定要件を基礎付ける記録
- ⑦ 基準条例第16条第6項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況、緊急やむを得ない理由（当該理由について検討した過程を含む。）、解除予定日並びに解除に向けた具体的な取組の記録
- ⑧ その他請求内容の基礎となる記録

7 報告（基準条例第44条）

基準条例第44条に規定する報告は、次に掲げる書面により行うものとする。

- ① 施設状況報告書
- ② 特別養護老人ホーム待機者状況調査書
- ③ その他介護サービスの質の向上を図るために必要と認める情報を記載した書面

第5 ユニット型指定介護老人福祉施設

1 設備に関する要件（基準条例第47条）

基準条例第47条第4項については、基準条例第6条第4項と同趣旨であるため、第3の2を参照されたい。

2 食事（基準条例第51条）

基準条例第51条第2項については、基準条例第19条第2項と同趣旨であるため、第4の2を参照されたい。

3 勤務体制の確保等（基準条例第54条）

基準条例第54条第5項については、基準条例第30条第4項と同趣旨であるため、第4の3を参照されたい。

4 準用（基準条例第56条）

基準条例第56条の規定により、基準条例第17条、第33条、第41条、第43条及び第44条の規定は、ユニット型指定介護老人福祉施設について準用されるものであるため、第4の1及び4から7までを参照されたい。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。